

## 東日本大震災により被災した生徒の 奈良県での就学機会の確保について

東日本大震災で被災された地域から、奈良県立高等学校へ転学を希望される方々の就学機会を確保する観点から、奈良県立高等学校への転学について弾力的な対応を行うため、下記のとおり取扱いについてお知らせします。

### 記

#### 1 県立高等学校への転学における弾力的な取扱い

奈良県以外の高等学校に在籍する生徒で、被災のため奈良県内に転居する人を対象に、転学試験を受験する機会を別に設けます。希望される方は、下記2の相談窓口①に、あらかじめご相談ください。

- 検査の実施日：志願先の校長が定めます。
- 検査：面接（口頭試問を含む。）を行います。また、面接以外の検査を行う場合があります。

#### ※ 転学における弾力的な取扱い

転学は通常一家転住を原則としていますが、被災地域の高等学校から奈良県立高等学校に転学を希望する生徒については、本人だけの転居である場合についても、転学試験を実施し、各学校の定員の充足状況にかかわらず、特例的かつ柔軟に受け入れます。

#### 2 相談窓口の設置

被災地域から奈良県内の学校に転学を希望する方々について、相談窓口を設置しました。

- ① 県立高等学校：奈良県教育委員会学校教育課学事係 0742-27-9851
- ② 県立特別支援学校：奈良県教育委員会学校教育課特別支援教育係  
0742-27-9856
- ③ 公立小中学校：奈良県教育委員会学校教育課義務教育係 0742-27-9854